

「退職給付会計の見直しに関する論点の整理」に関するコメント

平成 21 年 4 月 6 日
あずさ監査法人

平成 21 年 1 月 22 日付で公表されました「退職給付会計の見直しに関する論点の整理」について、あずさ監査法人の監査実務従事者のグループにて検討し、以下のとおり意見を取りまとめましたので提出します。

1. 退職給付見込額の期間帰属の方法に関して（【論点 1-2】）

退職給付債務及び勤務費用の測定方法については、我が国と IAS 第 19 号の間において現時点で相違があるが、退職給付見込額の期間帰属の方法として期間定額基準を原則的な方法とする我が国の取扱いについては、その採用時に合理的と考えられた背景が変化していることも想定される。そのため、コンバージェンスの観点から、相違点の存否について検討が必要と考える。

2. 退職給付信託に関して（【論点 2-2】）

退職給付信託を設定した場合、年金制度において、掛金算定に退職給付信託が考慮されていないことから、積立不足に対する手当を毎期二重に認識している懸念がある。その結果、現行の退職給付信託は、将来的に当該信託が積立余剰となることが事前に想定されるスキームともいえる。

また、議決権を留保していることは、何らかの価値を企業が受益していると考えられる。議決権留保により、効率的な運用が行えない可能性があるにも関わらず、退職給付や掛金に充当している実態が乏しいことから、議決権の留保が実質的に換金・処分の制限につながっているのではないかという疑念もある。

こうした実態から、IAS 第 19 号の年金資産の定義（従業員給付を支払又は積立するためだけに利用可能なもの）に照らし、我が国の退職給付信託について、年金資産としての適格性が疑問視される懸念がある。

したがって、今後の議論の方向性（第 53 項）として、「そもそも見直しの可否について見方が分かれているが、・・・見直しそのものが必要であるか、引き続き検討することも考えられる。」と記載され、見直しに関する方向性は明示されていないが、コンバージェンスに向けて、見直しを検討すべきと思われる。見直しの方向性として、例えば、退職給付信託から年金制度への拠出を義務付けるといった対応について検討を行うことが考えられる。

3. 年金資産と退職給付債務の総額表示に関して（【論点 3-1】）

年金資産と退職給付債務の総額認識か純額認識かに関して、我が国において議論するに当たっては、個別財務諸表における表示も併せて議論する必要があると考える。

本論点整理の中では、年金資産と退職給付債務を純額で認識するか又は総額で認識するかに関する一つの考え方として、運営企業が退職給付制度を支配している場合には、当該制度を連結し、年金資産と退職給付債務が総額で認識されとする考え方が示されている（第 60 項）。これは、退職給付制度と運営企業とが別個の事業体であることを前提に、連結財務諸表における認識の考え方を示したものである。

我が国においては、連結財務諸表だけでなく、個別財務諸表も作成・開示されるため、仮に退職給付制度を連結して総額認識する場合には、個別財務諸表上はどのように表示されるのかについても考慮する必要があると考える。

4. アセットシーリングに関して（【論点3-2】第70項 注23）

当該論点は、我が国基準と IFRS との相違点であることから、コンバージェンスの過程において、取り扱いに関する検討を行うことも必要と考える。

5. 退職給付に係る開示に関して（【論点6】）

退職給付に係る開示について、我が国の会計基準が求めている項目は国際的な会計基準よりも少ないが、特に、年金資産の状況に関する情報量は少ないと思われる。その結果、財務諸表の利用者は、年金資産の運用実態がわからず、会社の財政状態を十分に把握できないというデメリットがある。また、制度上、開示が求められていないため、財務諸表の作成者サイドも年金資産の運用状況を十分には把握していないのではないか、財務諸表の利用者に対して説明責任を果たせないのではないかという懸念もある。

コンバージェンスの観点に加えて、昨今の経済情勢も鑑みると、年金資産の状況に関する開示を拡充する論点については、早急に検討する必要があると考える。

以上